

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和8年4月20日（月）
13時30分開会 14時39分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・
鈴木孝寿・橋本晃明（欠席）・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・
中島里司・深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：宇都宮学、次長兼総務係長：鍋田瑞恵
- 5 説明員 町長：辻 康裕、副町長：西田史明、企画課長：鈴木 聡
- 6 議 件
 - （1）町長からの申し出事項について
 - ・町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例（案）について
 - （2）広報広聴常任委員会からの報告事項
 - ・議会だより第185号から使用する似顔絵について
 - （3）議会運営委員会からの報告事項
 - ・議会活性化（令和8年度調査・検討事項）について
 - （4）町名変更関係議案の審議（審査）方法について
 - （5）議員会会長からの報告事項
 - ・清水町クリーンデーへの参加について
 - （6）その他
 - ・令和8年度議会の概要及び参考資料の配付について
 - ・その他
- 7 会議録 別紙のとおり

【開会 13：30】

(1) 町長からの申し出事項について

議長(山下清美)：全員協議会を開催する。最初に町長から挨拶をいただく。

町長(辻 康裕)：本日は町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例案について説明させていただく。よろしくお願いする。

議長：支局長から写真撮影の申し出があった。また、橋本議員から欠席の申し出があった。それでは町名変更について説明を願う。

企画課長(鈴木 聡)：町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票条例案について説明する。

住民投票はまちづくり基本条例に基づき住民参加の1つの手段としてできることになっているが、実施するためには条例を制定しなければならない。

全部で17条からなる条例案となっている。

第1条から第3条にかけて、目的と内容及び執行に関しては町長が執行する。実際の投票管理は清水町選挙管理委員会に委任する規定にしている。

4条から投票に関する細かな規定を掲載している。その中で投票期日等においては選挙管理委員会が町長選挙等の事例を参考にしながら決めていく形になっている。投票日の5日前までには告示する規定になっている。

第6条の投票できる投票資格者について、1つ目として平成26年4月1日以前に生まれた者ということで、現在の中学1年生以上となる。2つ目として、投票日現在+告示日において、住民基本台帳法に基づく住民票に3か月以上登録されている者という規定を設けている。そして第2項としては、政治資金規正法や各種法令において選挙権を有しないとされている者については投票資格を有しないという規定を設けさせていただく。

第7条においては、選挙人名簿を調整する規定を設けさせていただく。

投票の方法は第8条に規定している。1人1票の秘密投票として、投票賛成もしくは反対のいずれかに○を付ける様式を採用させていただきたいと思っている。その他、代理投票等に関して、点字投票なども併せてできるように規定している。

第9条においては、投票においては投票所で行うという規定である。また、さらに規則で定めるところによって、期日前投票、不在者投票もできる規定を設けている。

第10条と第11条に関しては、投票の有効性、無効に関する規定を細かく規定させていただいている。基本的に公職選挙法に基づく考え方を準用しているところである。

第12条においては、情報の提供ということで、住民投票に適正な執行を確保するために必要な情報を提供することに努めなければならないという規定を設けている。

第13条においては、投票運動に関する規定を記載している。投票運動に関してはすべて自由とするということである。ただし、買収・脅迫などの不正手段に基づく投票資格者の自由な意思を拘束し、または不当に干渉する行為または住民の平穏な生活環境を侵害する行為などを禁止行為としてうたわせていただいている。また、投票運動に関するものについては、公職選挙法に準じて、投票日の前日までという形にさせていただきたいと思う。やはり投票日においては、公平な投票を促すということも踏まえて、前日までという規定とさせていただきたいと思っている。

14条においては、投票及び開票に関する規定について、また15条においては、結果を選挙管理委員会で告示し町長に報告するという規定、第16条においては、町長は住民

投票の結果を尊重しなければならないという規定を明示させていただいている。最後に 17 条においては、この必要な他の規定について、規則に定めるというような規定とさせていただいている。

また、附則において、条例は公布の日から施行することとして、2 としてこの条例の施行日を定めさせていただきたいと思っている。第 15 条に基づく告示の日をもって施行するという形で、この条例に関してはあくまでも町名を十勝清水町に変更することに関する住民投票という特定の目的になった条例案としていきたいと思っている。

また、これまでいろいろな説明会でお話させていただいていたこの投票に関する投票率等の成立要件については、いかなる投票率をもって開票するというもので、その要件は定めていない。やはり投票していただいた方の意思というものを尊重し、すべてにおいて開票をすべきだという考えのもと条例案を策定させていただいた。

その他細かな期日前投票の方法、または各種立会人の選定の方法など細かい規定については、公職選挙法に基づいて規則に定めていきたいと思っている。その中で投票用紙の様式等もその際に合わせてお示ししていくというような流れになるかと思っている。

なお、この住民投票条例案については、明日から 5 月 18 日までパブリックコメントを実施したい。その中でいただいた意見をもとに検討した上で最終案を決定していきたい。最終案ができれば、速やかに議会の方に提案していきたいと思っているので、5 月の臨時会もしくは 6 月の定例議会において提案をさせていただきたいので、皆様のご理解をいただきたい。

その後のスケジュールに関しては、4 月の広報紙でもお示しさせていただいており、議会の議決の可否によって変わってくるが、もし 6 月までに住民投票条例案を可決いただいたならば 7 月頃をめどに住民投票というものを考えていきたい。ただ、最終的には選挙管理委員会に判断をゆだねる形になるので、清水町選挙管理委員会で最終的な判断がされていくと思っている。

以上簡単だが、提案予定の住民投票条例案についての説明とさせていただきます。

議長：ただいま執行側から住民投票条例に関して今後提案する旨でこういった原案が出されている。本会議に提案された後の議会での審議になると思うけれども、ここで確認したい事項があれば何う。

川上議員：住民投票の結果だが、これは議会として結局結果について拘束するものなのか。それとも諮問的な形でやるのかどうなのか。そちらはどのように判断されているのか。

議長：お答え願う。

副町長（西田史明）：この条例にもあるが、これを尊重するということである。賛成が多ければそういった形で進めていくし、反対が多ければ提案しない考えでいる。

川上議員：尊重ということだが、種類としては 2 種類ある。結局議会も投票結果が議会の行動も拘束するものというのが拘束的な住民投票であって、諮問的というのはあくまでも諮問という形で、多数意見を知るために行われるものということで、どちらになるのかなと思って。拘束という形になれば、結局議会もそれに拘束されるという形になると思う。そこら辺の今後の議会の扱い方をどうしていくのか。それは我々が決めればいいのか。そこら辺どうなのか。

企画課長：これは我々執行側が判断する基準ということになるので、議員方においてはそれぞれにご判断をいただくということで、決して賛否に左右されるということではないと認識している。

議長：ほかに確認事項はあるか。

山本議員：第6条で平成26年4月1日以前に生まれたものとある。中高生は初めての投票になると思うが、投票方法のレクチャーみたいなものは、学校に対応してもらうのかどうかだけ確認したい。

企画課長：こういう形で住民投票条例を定めた中においてはやはりスムーズな投票行為というのが必要になってくるので、その点については教育委員会とも重々協議していきたい。説明に関しても子どもたちの授業の関係とか学校行事とかが重なってきているので、そういう時間が取れるかどうかも含めて教育委員会と協議したい。

議長(山下議長)：ほかに確認する事項はあるか。

鈴木議員：確認なのだが、これは議運でも説明があったのか。

事務局長(宇都宮学)：今回の全員協議会はパブリックコメントをかける前に議員の皆様に住
民投票条例案について説明する場で、どのような審査をしたほうがいいのかは今後議運
に諮られる。そして議運で諮られた後、時間あれば全員協議会を開いて確認していけ
ればなと考えている。

鈴木議員：ということはあまりないパターン。町名変更だったら大きな話になってくるので、
ある意味丁寧にやるということで、通常なら議運の報告を聞いてからにしようかなと
思ったが、議運をやっていないのであれば特に全員協議会だから質問はないけど、当
面の日程とか、普通の条例であれば総務産業で審査して6月の定例会で審議する。今
考えられるのはそういうことで、今日はそれ以上でもそれ以下でもないということで
理解しておいてよろしいか。

議長：審議の方法については、今後議運で検討する。そして今日のその他で皆さんに審議の仕
方を伺う予定はしている。その他確認する事項あるか。

田村議員：制度を把握できていないが、第13条の投票運動のところで、今回選挙権が中学生以
上だけど、通常の選挙は18歳以上でなければ選挙運動ができない。未成年はできない
という確かそういう規定であった。今回、中学生に選挙権があるということは、中学
生も投票運動ができるということになるのかなと。そこが今引っかかっていて、これ
が正しいのか正しくないのかというのがわからなくて、ここで質問するものではない
が、中学生もそういうことができるようになってしまうのかなというのがあったので、
もし想定されていることがあったら教えていただきたい。

企画課長：今回の住民投票は法律上の規定に基づく投票ではない。あくまでも条例を制定して
任意的に町が作った住民投票となるので、条例にうたっているとおり投票運動に関し
ては自由で、特に制限を設けていない状況なので、いかなる人も投票運動はできると
考えていただいてよろしい。

議長：そのほか確認しておく事項はあるか。

中河議員：4月の広報だったか。中学生とか高校生に意見を聞いて賛成が何%とか載っていた
が、アンケートとは別に中学生や高校生も一般の人と一緒に投票するのか。

企画課長：アンケートとは別に、あくまでも一つの投票行動として、投票資格の範囲を中学1

年生からそれ以上の方にしたということなので、その対象となる方全員が投票日において投票できるという形になる。

山本議員：第12条の情報の提供だが、この選挙自体は選挙管理委員会の方に管理してもらうということだが、資料に関しては選挙管理委員会ではなくて町長から出されるという、この文字どおりのことでよいか確認したい。

企画課長：この投票に必要な情報に関しては、町側が責任を持って情報提供していくという考えで行っていきたいと思っている。

議長：ほかに確認事項あるか。よろしいか。それではこれで町長からの申し出事項の説明を終わらせていただく。ここで休憩する。

※執行側退室

【休憩 13:50】

【再開 13:51】

(2) 広報広聴常任委員会からの報告事項

・議会だより第185号から使用する似顔絵について

議長：再開する。(2)の広報広聴常任委員会からの報告事項である。似顔絵の件について報告願う。委員長。

広報広聴委員長(中河つる子)：広報広聴常任委員会で議会だよりの一般質問のデザイン(似顔絵)を変えたいという意見が出て、今日皆さんのお手元に配られている。副委員長の山本議員が作ったものなので、山本議員に説明をお願いします。

広報広聴副委員長(山本奈央)：議会だよりは、事務局の東野さんが育休を終えて戻ってこられて変わっていくということだったので、イラストも変えてみてもよいかなというところで、数日かけて作ってみたのですが、お手元にあるように、似ているのか似ていないのかというのと、こういうテイストでいいのかなというのもご本人に確認いただきたく、皆さんのテイストをそろえるのがすごく難しかったので、ここはこうしたほうがいいのか、やはり元の角田さんに描いていただいたイラストのほうがいいのかというのであれば戻してもいいかなと思うし、もっとこうしたほうがいいのかというのであれば直してみようと思うし、一緒に考えていただければありがたいと思っている。ご確認いただきたい。

議長：ただいま広報委員会から提案があった。お手元の部分で、ちょっとなあという方がいたら。

西山議員：似ていないので、直していただけないのであれば載せなくてもいい。

川上議員：それぞれでいい悪いは判断してもらえばいい。今ここで個人的にやってもらえばいいのだけれども、そもそも何で今までやっていたのを変えないとならないのか。その理由と、委員会で決めたことだからとやかく言うことではないが、来年改選期だから来年以降でもいいような気がする。どういう形で決まったのかだけ教えてほしい。

議長：経過について委員長から説明願う。

広報広聴委員長：委員の中から今までのではなく別のものにしたいという意見が出た。写真から今使っているイラストに変えたのは7年前だったか。2期目の人以降はその当時からのことでわかっていると思うが、1期目の人が来たときにはもうこのイラストが使われていて、新しい人のイラストを新しく作ったわけだが、変えたほうがいいのではないかという意見が出されたので変えることにした。

中島議員：委員会の所管については任せられていて、責任もって対応しているわけだから、それについて聞きたいのなら公的ではなく個人的に聞いたらいいと思っている。私はこれに反対とか賛成ではなくて、残念なのは顔の中に線が入っている。私だけではなくて副議長にも線が入っている。これについては神経を使ってほしかった。原稿ではないとしても、この線については気をつけていただきたい。

議長：広報委員会の報告内容のとおり進めるということと、訂正してほしいという方が2人ほどいたので、相談しながら変えていただくということでよろしいか。

（「よろしい」との声あり）

（3）議会運営委員会からの報告事項

①議会活性化（令和8年度調査・検討事項）について

議長：続いて議会運営委員会からの報告事項である。今日は委員長が不在なので副委員長に報告をお願いします。

議会運営委員会副委員長（只野敏彦）：議会活性化の令和8年度調査検討事項について、4月13日の議運で検討したので報告する。

議会活性化に向けたこれまでの検討状況について、議員定数と報酬については検討時期を前倒しし、集中的に議論を進め、令和7年度をもって検討を終えたところである。その他の未検討の調査検討項目のうち、令和8年度中に実施すべきものは残りの検討期間を考慮すると精査が必要であり、議運で令和8年度調査検討事項について精査することになった。検討期間については令和8年12月議会が最終となるので、実質の検討期間は概ね令和8年4月から10月ぐらいまでとなると考えられ、議運で検討した結果、資料「清水町議会活性化に向けた議論検討の進め方」を作成したところである。この資料の詳細については、事務局から説明する。

事務局長：令和8年4月20日月曜日の全員協議会配布資料「清水町議会活性化に向けた議論検討の進め方令和8年4月修正版」に沿って順番に説明させていただく。

まず1ページ目は省略して、2ページ目から説明をさせていただく。先ほども副委員長から説明があったように、令和8年度のスケジュールを議会運営委員会で検討していただいたところ。

調査検討項目スケジュール(1)の一覧、大項目1の視察研修。こちらはすでに令和5年8月と令和5年5月6月に芽室や浦幌ですでに視察研修は実施済みではあるが、必要があれば実施するという整理をしたところである。

続いて、大項目の住民参加。小項目の議会報告会と意見交換会も令和6年に行われた中間報告①で報告済みと整理されているが、細かい課題も残っているので、活性化というよりは令和8年度に行う毎年行っている事業の実施にあたって議運の所管事業実施の中でよりよい方策を検討するという整理とした。

続いて、模擬議会も令和6年の中間報告①で検討済みと整理されているが、こちらも

まだ継続課題があり、議運の所管事業実施の中でさらによりよい方策を検討していくことと整理した。

続いて、出前講座と団体との懇談会について、実際議論はしていないが、団体懇談会については議会報告会と町民との意見交換会と同じような趣旨であるので、議運の所管事業実施の中で、議会報告会と意見交換会の中で一緒に検討していくこととしている。

続いて、出前講座についてはもしかしたら検討の時間がかからないのではないかとということで、こちらは令和8年9月までに検討するというようにしている。

続いて、議会モニターとサポーター制度について、こちらも両方とも未議論であるが、議会モニターについてはすでに毎年実施している事業であるので、議運の所管事業実施の中でよりよい方策で実施していくということとしている。

続いて、サポーター制度について、継続課題として時間の関係もあるので、次期改選後の議運に申し送るという整理をさせていただいている。

続いて、一番下の大項目の情報共有。動画公開と広報戦略ということで、こちらについては審議未了であり、例えば委員会の中継などが該当すると思うが、予算が伴い機器更新のタイミングもある案件なので、継続課題として次期改選後の議運に申し送るとさせていただいている。

続いて、大項目の機能強化のうち、小項目のIT化の推進については、こちらも令和6年に中間報告済みで、議会としては導入する方針となっているが、令和7年度と令和8年度の予算要求は見送られている。おそらく執行側としては、執行側のDXの取り組みと歩調を調整する必要があるということで、今年度は地域活性化起業人という人材も来ているので、情報共有や調整をしながら、令和9年度の予算要求に向けて準備をさせていただきたいと考えている。

続いて若者や女性議員の拡大。こちらも未議論である。最初は女性議員拡大というテーマだったが、女性だけではなくて若者の議員の拡大という視点も入れる必要があるということで、これも検討すべき課題ではあるが、報酬の面で一定程度条件が整備される見通しであることや、その他の条件について、課題解決の難易度が高い案件であるので、今後のスケジュールを考えると予算を伴う事項もあるため、継続課題として次期改選後の議運に申し送るというような整理をさせていただいている。

続いて、議会機能活性化についても未議論である。一般質問と答弁書のあり方は、以前から議運や全員協議会で話題に上がっていて、質疑のあり方と合わせて、優先順位は高いのではないかとということで、4月から9月ぐらいまでに検討していく必要があるのではないかと整理をさせていただいている。

続いて、議会議員の研修のあり方について、すでに充実した取り組みをしているが、現行の仕組みを再確認して次期改選期以降の予算要求のあり方も検討する必要があるもので、こちらも9月までに検討したい考え。

続いて、常任委員会のあり方についても次期改選に向けて、常任委員会、総務と厚生・広報と議運の所管事務のあり方を再度点検する必要があるのではないかと、こちらについても9月まで検討する必要があると考えている。

続いて、大項目の基本項目のうち、小項目の議員定数と議員報酬についてはもうすでに前倒しで検討済みということで、終了とさせていただいている。

政務活動費は未検討だが、議員定数と議員報酬を検討した中、いろいろアンケートを取った関係もあって、当面必要ではないということで整理をさせていただいている。

続いて、議会基本条例については、3月に定数条例の採決の際にいろいろな討論があったが、その際に議会基本条例について検討したほうがいいというような言及があったので、こちらについては令和8年度当初から検討の必要があるのではないかとということで、どこまで目指すかはまだわからないが、12月までの制度化を目指すのか、次にまた申し送るのか、とりあえずは当初から検討する必要がある項目であるということで整理をさせていただいている。以上、説明とさせていただきます。

議長：続いて副委員長。

議会運営委員会副委員長：ほとんど事務局長が説明されてかぶるところがあるかと思うけれども、令和8年度の実施項目については、議会報告会と意見交換会、団体懇談会も含むと先ほど事務局長も言っていたが、あと議会モニターについては議運所管事業の実施の中でブラッシュアップしていくこととし、議会活性化項目としては、出前講座で議会活動機能活性化して議会基本条例を取り組んでいく。取り組みの順序としては最初に出前講座から検討することとして、議会基本条例も並行して先に検討していくという順番を話し合った。

議長：ただいま今年度の議会運営委員会としての議会活性化の検討内容について、まずは出前講座を検討していく。そしてそのあと議会機能活性化の中で未議論であった一般質問関係、答弁関係、そして常任委員会関係、それらについて検討し、また基本条例についても、今回結論が出るかどうかかわからないけれども、12月までに検討を加えていこう、議論をしていきたいという報告である。議運で月2回程度委員会を開いて、今回はこれについて中心に進めていきたいということであった。特に何か確認事項はあるか。

鈴木議員：何点かある。例えば見開き2ページ。広報戦略とか動画公開広報戦略だったら議運がやるのではなくて広報広聴ではないかなと思ったりもして。

例えば模擬議会についても、当初は若年層の選挙権を持つ手前の子たちの政治参加の絡みをやっているという当初のねらいだったのだが、例えばこれもどちらの委員会がやってもいいかなと。

議会モニターサポーター制度もどちらがやってもいいかなという感じはする。

今まで議運が全部やっているのは、別にいいとか悪いとかではなくて、分けるときは分けていかななくてはならない、そろそろ役割分担をしていかななくてはならないかなという思いもある。

例えば隣の町の芽室町を参考にしていくと、倫理規定を作ったほうがいいという話をもう2～3度としているが、いまだにこの中に入っていない。倫理規定をしっかりと持っているのは十勝管内ではそうないし全道的にも少ないが、隣の芽室町が倫理規定を持っていて、平成24年から26年に作ったものがあるという話を芽室議会から聞いたことがある。そのほうが先ではないかなと思ったりもしたりして。

でもあと1年しかない中で現実的にこれだけ進めていくのは結構だけどなかなか難しいだろうなと。だからといって広報広聴に渡したほうがいいよと言いたいところだけど、そう簡単になるわけでもないことはわかっているんで、それらも含めて議運でやるのが山のようにあるけど手放したほうがいい。最初は議運でやらないとならなかった。議長からの諮問でやっているという関係もあるかと思うが、ここまで進んできたやはり分担してやるべきだと思う。それらも含めて議運で協議していただきたいと強く思う。議運だけが忙しくて、きちんと分けないとだめだなという気がするので今年1年考えていただければと思う。

議長：次年度に向けて、所管がどちらかということを経験の中で検討していくというところでもよろしいか。

鈴木議員：肝心なことが議運で協議できないので、この前廃案になったけど人数の問題も3年かけて駄目になるとか、それはやはりおかしい話なので、スピード感を持ってやるためにはどうしたらいいかということもしっかり検討してもらって、できないところ、できるところ、きちんとすみわけをする1年にしてもらえればと思う。

議長：議運で検討していただくことにする。広報と議運の所管のすみわけについてはしっかり

とやってほしいということであったので、そのように伝えてまいりたい。

（４）町名変更関係議案の審議（審査）方法について

議長：続いて町名変更の関係議案の審議方法を議題とする。最初に執行側から条例案提案に向けてパブリックコメント、そして５月の臨時会か６月の定例会に議案を提案したい。そして７月に実施予定ということで話があった。条例案について説明を受けたが、５月２８日の臨時会、或いは６月の定例会に提案される予定となっている。この町名変更に係る議案が提案されたときに、議会としてその審議方法を事前に検討しておく必要がある。想定されるパターンについて事務局から説明する。

事務局長：資料は配布していないが、住民投票条例案がパブリックコメントをかけて提案されるということで、予定としては５月２８日の臨時会もしくは定例会ということ。
今後考えられるプロセスとしては、住民投票条例案が提案されるのがまず１つ。その議決結果で可決ということになれば住民投票を７月以降に行って、そして住民投票の結果に基づいて、例えば賛成が多かった場合はそれを尊重して、町長からどのような感じで提案されるかわからないが、町名変更に関わる議案がそのあと本会議で提案され、２段階あるというような状況である。
まず町名変更の投票条例案と実際の町名変更という、間隔を置いて議会が関わる場面が２つある。今までの慣例ではないけど、本会議でやるパターン。例えば５月２８日にも住民投票条例案が提案された場合は、新設条例なので一般的に言うと常任委員会へ付託することになるのかなと思う。臨時会の会期が１日しかないので、そこで付託して、そして閉会中の継続審査となって、６月定例会の中で常任委員会の審査結果を報告して採決というような流れになるのかなと思う。それがまず１つのパターン。そのあと間隔を置いて、住民投票結果に基づいて町名を変更する議案が出た場合はまた出た場合でまたどうするかという議論はあるところ。
もう１つのパターンとしては、幅広いものなので特別委員会の設置というのが１つの選択肢として加わると思う。その場合、５月２８日に住民投票条例が提案されたときに議長を除く１２人の委員で構成する特別委員会を設置して、そこに付託をして、またこれも同じように臨時会の会期１日しかないので、また正副委員長とかをその時に決めて、閉会中の継続審査として、閉会中に何回か審査して、６月定例会が開会されたときに特別委員会から報告して採決を行うような手続きが考えられるので、議運で協議する前にどのような審査方法がいいのかということをご検討いただければと考えている。

議長：ただいま事務局から想定される審議の方法について、２通り説明があった。議運の中で、まだどのように審議していこうかという部分の検討協議はされていないものだから、事前に皆さんの意見をお伺いしたほうがいいのかなという部分も前回の議運の中ではそんな話が出ていた。ご意見があるのであれば出していただいたいと思うが、なければ議運に任せるとか。

中島委員：説明では仮定の話ばかりで今のところはやむを得ないと思うけど。これ要するに、所管委員会に付託するのであればいいのだけど、特別委員会ということになったら委員会構成を決める時間が定例会までない。臨時議会が２８日に終わって、臨時議会で特別委員会の設置が出たら、これはもう当日決裁して全部判断しなくてはだめだろうと。定例会のときは休会して、そして委員会開いてもらって、委員長と副委員長を互選して、その報告をしてスタートする。だから、もし特別委員会ということになったら、２８日の１日で休憩とりながらやる必要があるのではないかなと思うが、その辺を含めて協議しておいたほうがいいのではないかな。委員会付託ならいい。要するに議会で特

別委員会を作った場合に、作ったほうがいいけど、1回目の招集は議長ができるけど、議会で承認していないわけだから、委員会は承認したけど委員の選任、そういうことも含めて、もしそうなるのであれば、28日に休憩をとりながらそこまで済ませて、28日が終わったら、次から特別委員会を開けるような、そういう段取りというのは必要かなと思う。

事務局長：先ほど今中島委員が言われたように、例えば5月28日に特別委員会をもし設置するとした場合は、多分その条例、付託するときに例えば議長除く全員だとすると、議長除く12人の議員で構成する特別委員会を設置して、それを付託して、そして審査終了までの継続審査とするということで異議ないかとなると、それで議決された時点で審査終了までの継続審査になるので、臨時会が閉会された後も審査できるようになる。その場合もしやるとすればそのあとに一度休憩して、正副委員長を決めて、そしてまた再開して諸般の報告なりしてその場は閉会になるが、閉会中に特別委員会を開催して、次の定例会までの間にその審査をして、そして6月の定例会のとき、それまでに委員会として結論を出して、6月の定例会が始まった後に委員会の審査報告を採決するような形になるのかなと考えている。

中島議員：いつまでというのが曖昧。6月の定例会までとも言っていない。それはそれとして、議会に預けられたらやはり一定のスケジュールを組む必要がある。臨時議会でそこまでやって、28日以降に特別委員会で審査して速やかにやっていくべきかと。6月定例会で報告して、7月の投票に持っていきたいというのは、告示が90日以内だから60何日前にやらなくてはならない。7月頃にやりたいということになったら、逆算したらいつまでに答えを出してもらわなくてはならないよと。いいにつけ悪いにつけそういう執行側の説明が今日もなかったかなと思うのだけど、それはそれとして、議会として与えられた任務をこなすという部分からいったら、今局長が言われたように、せっぱ詰まっているような感じはするけど、そういうことを全議員に承知していただいて、期間が短いか長いかわからないけど、短くて会場が少なくて済むかもしれないし、長くなるのかもしれないけど、どちらにしても可能な限りいつまでに終わらせるという議会サイドの考えは持っていたほうがいいのかなと思うので、その辺も含んで審議などまとめといてもらったほうがいいのかなということは、臨時議会で全部やれる。段取りしてもらえば事務局においては段取りしてもらいやすくなるので、その辺も仮の話だけど、日程がないので進めていただければと思う。

議長：ただいま中島議員から、これについて提案された場合には、スケジュール感をしっかり持った中で審議して、優先的に審議を進めて、6月定例会の中できちんと報告できるような進め方になるように、特別委員会になったとしても総務になったとしても、そういった進め方をしていくということで議運の方には伝えていきたい。

桜井議員：スケジュール的なものや執行側との調整は今のことでいいと思うのだけでも、これだけ町民が町名変更に関してそれぞれ考えている中、或いはマスコミにおいても内外的にも公表されて注目を浴びているという中、議会としてどうあるべきかという観点から考えると、本当に委員会付託だけでいいのかという思いもするので、議運で相談するのかわからないけれども、是非とも議会としてこれだけのことをやったというものを見せるべきだと思う。

議長：そのほかあるか。

鈴木議員：私は特別委員会にしようが常任委員会にしようがどちらでもいいが、基本的にはまちづくり基本条例に基づくこの条例を作りたいというだけの話であって、私はそんな

に大きな重みを感じていない。ただ、この後、投票した結果を踏まえてどう町政を動かしていくのかというのが一番の課題というか問題であって、もうこれはまちづくり基本条例の中にあるから別に反対する理由もないかと。住民が考えてくれる機会ということでやるのであれば私は全然構わないと思って。ただ本当にこのあと。我々が侃々諤々でやるのがその町名変更。例えば1票でも上回った時に、さあ町名変更するのかといったときに、多分これはすさまじい議会内の議論が、最終的には私たちの責任にもなってくるから、だからそこが一番大変だろうけど、でも町民が選ぶ権利まで失ってはいけないだろうと。まちづくり基本条例を作ってしまった以上はもうしょうがないので、だからそれに対して今の段階で、例えば私はもう総務産業でいいかなと思ったりもするけど、ただやはり町民の非常に関心の高い部分と言っても、もう1つ言いたいのは、実際のところこれに関心ある人が少ない。賛成も反対も残念ながらこのレベルなのかと思って残念がっているのだけど。どうやって盛り上げていくのだろうかというのが、これはもう町民の考え方だからどうしようもないけど、ただ議会としてそのままのんびんだらりとやるわけにはいかないから、特別委員会でも作ってやらないと、ある意味いろいろな意見が出てもらわないと、町民の方から賛否、やはりたくさん来てもらわないと困るというか、本当にみんな町のことを考えているのかなという心配になってしまうので、できれば私も特別委員会を設置したほうがいいかなと思う。でも一番大変なのはそのあとだと思う。

桜井議員：今鈴木議員が言われたとおりなのだけど、それについては議運として、正副議長の判断で、スケジュールを含めて、議会として立ち位置というのはどうしてもあるので、そこら辺を懸命に判断していただきたい。

議長：今それぞれ意見をいただいたけれども、議会がしっかりとスケジュール感を持って議論していくことが必要だという部分が大半の意見だと思う。そして形については、できるだけ皆さん議員がそれぞれ議論できるような場がいいのかなという、そういったニュアンスもあったので、そういったものについては議運の委員長にお伝えしながら、常任委員会の付託になるか或いは特別委員会を設置しての付託になるかは議運の中で結論を出して、そのあとはスケジュール感も議論していただく。そういった進め方でよろしいか。

（「よろしい」という声あり）

議長：それでは（4）の町名変更関係の審議については、そのように議運の方で審議してもらうということで伝える。議運の報告については、スピード感持ってやるのであれば、また改めて全員協議会の中でこのように進めるということで、全員協議会を開いてすぐ進めていく形にしたいと思うので、よろしくお願いします。

（5）議員会会長からの報告事項

続いて、5番目議員会からの報告をお願いします。

西山議員：議員会から報告する。清水町のクリーンデー参加についてだが、役員会を開いて、5月9日土曜日9時に清水公園駐車場集合となっているので、出席をよろしくお願いします。後程メールでも案内するが、欠席される方は事務局へ。

議長：議員会の会長から今年度も清水町のクリーンデーに全員で参加しようということで決定した報告がありました。それぞれの体調あるいは仕事もあると思うがよろしくお願いします。なお、欠席の場合は事務局に事前に連絡を。

(6) その他

①令和8年度議会の概要及び参考資料の配付について

議長：続いてその他の項目、①番目議会の概要と参考資料の配布について事務局からお願いします。

事務局長：こちらについては令和8年度の議会の概要と参考資料を皆さんに配布している。議会の概要は行政視察の際に活用している資料である。参考資料には会議規則他議会に関わる条例規定要綱等が掲載されているので、確認の意味でも内容をご覧ください。

議長：このように概要等の参考資料ができたので、しっかりと確認をお願いします。

②その他

議長：②番目のその他で何かあるか。

(「なし」という声あり)

議長：なければこれで全員協議会を終了する。

【閉会 14：39】